

## 平成5年 建設省告示第1931号 (最終改正…平成31年 国土交通省告示第484号)

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十四項第三号の規定に基づき、家屋（同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので、告示する。

平成五年十月六日

建設大臣 五十嵐広三

租税特別措置法施行令第二十六条第二十八項第三号に規定する家屋（同項第二号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室
- 二 調理室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 洗面所
- 六 納戸
- 七 玄関
- 八 廊下

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年国土交通省告示第九百三十一号）

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二十二年国土交通省告示第二百七十二号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年国土交通省告示第七百号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第九十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十一号）

この告示は、平成二十五年六月一日から施行する。

附 則（平成二十八年国土交通省告示第五百八十七号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年国土交通省告示第四百八十四号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 平成14年 国土交通省告示第271号 (最終改正…平成31年 国土交通省告示第485号)

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十九項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十四年三月三十一日

国土交通大臣 林寛子

租税特別措置法施行令第二十六条第二十八項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附 則（平成十四年国土交通省告示第二百七十一号）

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年国土交通省告示第二百七十六号）

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年国土交通省告示第七百二号）

この告示は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第九十九号）の施行の日から施行する。

耐震リフォーム

バリアフリー  
リフォーム

省エネルギー  
リフォーム

同居対応  
リフォーム

長期優良住宅化  
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の  
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の  
特例措置

不動産取得税の  
特例措置

# 住宅ローン減税

附則（平成二十五年国土交通省告示第五百四十二号）  
この告示は、平成二十五年六月一日から施行する。  
附則（平成三十一年国土交通省告示第四百八十五号）  
この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成19年 国土交通省告示第407号

バリアフリー 住宅ローン減税 所得税 投資型・ローン型 住宅ローン減税

※ P.16 をご覧下さい。

平成20年 国土交通省告示第513号

省エネ 住宅ローン減税 所得税 ローン型 住宅ローン減税

※ P.65 をご覧下さい。

昭和63年 建設省告示第1274号

バリアフリー 省エネ 同居対応 長期優良 住宅ローン減税 所得税 投資型・ローン型・住宅ローン減税

※ P.19 をご覧下さい。

平成18年 国土交通省告示第185号

耐震 住宅ローン減税 所得税 投資型・住宅ローン減税 固定資産税

※ P.13 をご覧下さい。

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合

平成 26 年 国土交通省告示第 430 号  
(最終改正…令和 3 年 国土交通省告示第 305 号)

住宅ローン減税

所得税

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十号 (租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十六年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百三十号)

改正	平成三一年	三月二九日	国土交通省告示第四八二号
	令和 元年	六月二八日	第二一六号
	同 二年	三月三一日	第四八二号
	同 三年	三月三一日	第三〇五号

租税特別措置法施行規則 (昭和三十二年大蔵省令第十五号) 第十八条の二十一第二十二項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 (令和二年財務省令第四十四号) 第四条の二第六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第四十一条第三十項、第七十条の二第七項若しくは第七十条の三第七項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 (令和二年法律第二十五号) 第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする者が取得したこれらの規定に規定する要耐震改修住宅、要耐震改修住宅用家屋又は特例要耐震改修住宅であってその取得の日以後にこれらの規定に規定する耐震改修 (以下「耐震改修」という。)を行うもの (以下単に「要耐震改修住宅」という。) につき耐震改修を行い、当該耐震改修後の要耐震改修住宅が建築基準法施行令 (昭和三十二年政令第三百三十八号) 第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令 (昭和三十二年政令第四十三号) 第二十六条第二項、第四十条の四の二第三項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨の証明を受けるために建築士 (建築士法 (昭和三十二年法律第二百二号) 第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法 (昭和三十二年法律第二十一号) 第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号) 第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成十九年法律第六十六号) 第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人 (以下「保険法人」という。) に対して提出する別表 1 の書式による申請書 (要耐震改修住宅の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、同表の書式による仮申請書)
- 二 要耐震改修住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 (平成十二年建設省令第二十号) 第五条第一項に規定する建設住宅性能評価申請書 (要耐震改修住宅の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、別表 2 の書式による仮申請書) (平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表 2-1 の 1-1 耐震等級 (構造躯体 (、) 体の倒壊等防止) について建設住宅性能評価を希望するものに限る。)
- 三 要耐震改修住宅に係る既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約 (次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約に限る。) の申込書 (当該契約の申込日が記載されているものに限る。)
- イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。
- ロ 建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分 (住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令 (平成十二年政令第六十四号) 第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。) に瑕疵 (住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第五項に規定する瑕疵 (構造耐力に影響のないものを除く。) をいう。以下同じ。) がある場合において、次の (1) 又は (2) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ (1) 又は (2) に掲げる損害を填補するものであること。
- (1) 宅地建物取引業者 (特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。) が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任 (建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。) を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害
- (2) 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任 (保証者 (建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。) が負う保証の責任をいう。) を履行することによって生じた保証者の損害

耐震リフォーム

バリアフリー

省エネルギー

同居対応

長期優良住宅化

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

# 住宅ローン減税

(平三―国交告四八二・令二国交告四八二・令三国交告三〇五・一部改正)

## 附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 附 則 (平成三十一年三月二九日国土交通省告示第四八二号)

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十二項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

## 附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一六号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

## 附 則 (令和二年三月三十一日国土交通省告示第四八二号)

この告示は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

## 附 則 (令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇五号)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第七項及び第二十三条の六第六項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表 1

耐震基準適合証明申請書  
仮申請書

申請者 (家屋取得 (予定)者)	住所	
	氏名	
家屋取得日(予定日)		年 月 日
取得(予定)の家屋番号及び所在地		
耐震改修工事開始予定日		年 月 日

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第三十項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においては居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においては取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請(当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には仮申請。以下同じ。)します。

申請年月日	年 月 日
-------	-------

※当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には、以下の欄に記載

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事を行う事業者が確定していないため <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計が確定していないため <input type="checkbox"/> その他の事由の場合、以下の空欄に記載 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: 10px auto;"> </div>

※受付欄

1. 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

申請を受けた建築士	氏名		印
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
申請を受けた建築士の属する建築士事務所	名称		
	所在地		
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別		
	登録年月日及び登録番号		
申請受理日	年 月 日		

2. 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合

申請を受けた指定確認検査機関	名 称	印
	住 所	
	指定年月日及び 指定番号	
	指定をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

3. 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合

申請を受けた登録住宅性能評価機関	名 称	印
	住 所	
	登録年月日及び 登録番号	
	登録をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

4. 申請を受けた者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称	印
	住 所	
	指 定 年 月 日	
申 請 受 理 日	年 月 日	

(用紙 日本産業規格 A4)

## 備考

- 1 「申請者（家屋取得（予定）者）」、「家屋取得日（予定日）」、「取得（予定）の家屋番号及び所在地」、「耐震改修工事開始予定日」、「申請年月日」、「正式な申請が困難な理由」の欄は、この申請書の申請をする者が記載することとし、「※受付欄」以下は、申請を受けた建築事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが記載すること。
- 2 「申請者（家屋取得（予定）者）」の「住所」及び「氏名」の欄には、この申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 3 「家屋取得日（予定日）」の欄には、この申請書の申請をする者が当該家屋を取得する（予定）の年月日を記載すること。
- 4 「取得（予定）の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。
- 5 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。
- 6 「申請年月日」の欄には、申請を行った年月日を記載すること。
- 7 「正式な申請が困難な理由」の欄は、当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合に記載することとし、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載するとともに、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。
- 8 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合
  - (1) 「申請を受けた建築士」の欄には、申請を受けた建築士について、次により記載すること。
    - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
    - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、申請を受けた建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
    - ③ 「登録番号」の欄には、申請を受けた建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
    - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、申請を受けた建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
  - (2) 「申請を受けた建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
  - (3) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 9 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合
  - (1) 「申請を受けた指定確認検査機関」の欄には、申請を受けた指定確認検査機関について、次により記載すること。
    - ① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
    - ② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
  - (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 10 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合
  - (1) 「申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

- ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
  - ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
  - (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 11 申請を受けた者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合
- (1) 「申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
    - ① 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
    - ② 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
  - (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。



## 建設住宅性能評価仮申請書

申請者 (家屋取得 (予定)者)	住所	
	氏名	
家屋取得日(予定日)		年 月 日
取得(予定)の 家屋番号及び所在地		
耐震改修工事開始予定日		年 月 日

上記の家屋について、租税特別措置法第四十一条第三十項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においては居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においては取得期限までに、これらの規定に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請します。

仮申請年月日	年 月 日
--------	-------

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)
<input type="checkbox"/> 耐震改修工事を行う事業者が確定していないため <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の設計が確定していないため <input type="checkbox"/> その他の事由の場合、以下の空欄に記載 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin-top: 10px;"></div>

## ※受付欄

仮申請を受けた 登録住宅性能評 価機関	名 称	印
	住 所	
	登録年月日及び 登録番号	
	登録をした者	
仮申請受理日		年 月 日

(用紙 日本産業規格 A4)

## 備考

- 1 「申請者（家屋取得（予定）者）」の「住所」及び「氏名」の欄には、この仮申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの仮申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋取得日（予定日）」の欄には、この仮申請書の申請をする者が当該家屋を取得する（予定）の年月日を記載すること。
- 3 「取得（予定）の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。
- 4 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。
- 5 「仮申請年月日」の欄には、仮申請が行われた年月日を記載すること。
- 6 「正式な申請が困難な理由」の欄には、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載することとし、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。
- 7 「仮申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、仮申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
  - ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
  - ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
  - ③ 「仮申請受理日」の欄には、仮申請を受けた年月日を記載すること。

平成 26 年 国土交通省告示第 431 号

(最終改正…令和 3 年 国土交通省告示第 306 号)

住宅ローン減税

所得税

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十一号 (租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十四項等の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十六年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百三十一号)

改正 平成三十一年 三月二九日国土交通省告示第四九五号

令和 二年 三月三十一日同 第四八三号

同 三年 三月三十一日同 第三〇六号

租税特別措置法施行規則 (昭和三十二年大蔵省令第十五号) 第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第八項及び第二十三条の六第七項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十四項、第二十三条の五の二第八項及び第二十三条の六第七項並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則 (令和二年財務省令第四十四号) 第四条の二第七項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成七年法律第二百二十三号) 第十七条第一項の申請をした場合又は平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第一号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第七項若しくは第二十三条の六第六項若しくは新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項の申請をした場合 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第四十一条第三十項、第七十条の二第七項若しくは第七十条の三第七項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律 (令和二年法律第二十五号) 第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする者が取得したこれらの規定に規定する要耐震改修住宅、要耐震改修住宅用家屋又は特例要耐震改修住宅であってその取得の日以後にこれらの規定に規定する耐震改修が行われたもの (以下「耐震改修住宅」という。) が耐震基準 (建築基準法施行令 (昭和三十五年政令第三百三十八号) 第三章及び第五章の四の規定又は租税特別措置法施行令 (昭和三十二年政令第四十三号) 第二十六条第二項、第四十条の四の二第三項及び第四十条の五第二項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいう。以下同じ。) に適合するものである旨を建築士 (建築士法 (昭和三十五年法律第二百二号) 第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。)、建築基準法 (昭和三十五年法律第二百一号) 第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号) 第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成十九年法律第六十六号) 第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人 (以下「保険法人」という。) が平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号別表の書式により証する書類 (租税特別措置法第四十一条第三十項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、当該耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るものに限る。)

二 平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第二号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第七項若しくは第二十三条の六第六項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項の申請をした場合 耐震改修住宅について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し (租税特別措置法第四十一条第三十項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表 2-1 の 1-1 耐震等級 (構造躯体 (.) 体の倒壊等防止) に係る評価が等級 1、等級 2 又は等級 3 であるものに限る。)

三 平成二十六年国土交通省告示第四百三十号第三号に掲げる書類により租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第二十三項、第二十三条の五の二第七項若しくは第二十三条の六第六項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第四条の二第六項の申請をした場合 耐震改修住宅について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約 (次のイ及びロに掲げる要件に適合する保険契約に限る。) が締結されていることを証する書類 (租税特別措置法第四十一条第三十項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第六項の規定の適用を受けようとする場合においてはその者の居住の用に供する日までに、租税特別措置法第七十条の二第七項又は第七十条の三第七項の規定の適用を受けようとする場合においてはこれらの規定に規定する取得期限までに、耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅に係るものに限る。)

耐震リフォーム

バリアフリー  
リフォーム

省エネルギー  
リフォーム

同居対応  
リフォーム

長期優良住宅化  
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の  
非課税措置

既存住宅の  
取得

登録免許税の  
特例措置

不動産取得税の  
軽減措置

- イ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十九条第二号の規定に基づき保険法人が引受けを行うものであること。
- ロ 建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第一項に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第五項に規定する瑕疵（構造耐力に影響のないものを除く。）をいう。以下同じ。）がある場合において、次の（1）又は（2）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）又は（2）に掲げる損害を填補するものであること。
- （1） 宅地建物取引業者（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第二条第四項に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）が売主である場合 既存住宅売買瑕疵担保責任（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の売買契約において、宅地建物取引業者が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条、第五百四十二条、第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該宅地建物取引業者の損害
- （2） 宅地建物取引業者以外の者が売主である場合 既存住宅売買瑕疵保証責任（保証者（建築後使用されたことのある住宅の用に供する家屋の構造耐力上主要な部分に瑕疵がある場合において、買主に生じた損害を填補することを保証する者をいう。以下同じ。）が負う保証の責任をいう。）を履行することによって生じた保証者の損害

### 附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

### 附 則（平成三十一年三月二九日国土交通省告示第四九五号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

### 附 則（令和二年三月三十一日国土交通省告示第四八三号）

この告示は、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

### 附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇六号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。